

被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会

共済団体の取り組みについて

H 2 6 年 7 月 24 日

一般社団法人 日本共済協会

1. はじめに

(1) 共済事業について

“共済とは、協同組合が提供する保険技術を応用した保障”

① 協同組合と共済

ア. 「協同組合」とは

- ・人々の様々な属性（農業や漁業に携わる人々、給与労働者、消費者、自営業者、中小企業経営者など）において、それぞれの生活や福祉の向上を目指して共通のニーズを実現するために自主的に手をつなぎ、自ら組合員となって事業体をつくって運営される組織形態。
- ・それぞれの協同組合の根拠法は、それぞれの属性に応じて「農業協同組合法」「水産業協同組合法」「消費生活協同組合法」「中小企業等協同組合法」があり、所轄官庁も異なる。
- ・大きな特徴としては、組合員が主体となり運営される、営利を目的としない組織である。

イ. 「共済」のはじまり

- ・戦後の経済成長とともに、急速に発展した日本の保険事業において、性別や職業、所得水準などのさまざまな理由から既存の保険商品ではニーズに合わないなど保障から取り残されていく人々がでてくることとなった。
- ・協同組合がこれらの人々のニーズに応えるために協同組合組織が本来的にもつ相互扶助性を活用した保障制度を組合員に提供する役割を担う必要があった。
- ・協同組合は、保険技術を使いながら、既成概念にとらわれない自由な発想で、組合員に必要な保障を組合員の手の届く範囲で安定的に提供できる保障制度をつくることを志向し、各種の協同組合法の下で保障事業をその組合員に提供する「共済」が誕生。

② 共済と保険の法制の概要

根拠法	事業法（所轄官庁）	組織法	行為法	一般ルール
保 険	保険業法（金融庁）	会社法	保険法	民法、商法
共 済	各種協同組合法 ・ 農業協同組合法（農林水産省） ・ 水産業協同組合法（農林水産省水産庁） ・ 消費生活協同組合法（厚生労働省） ・ 中小企業等協同組合法（中小企業庁等）		保険法	民法、商法

③ 「日本共済協会」について

- ・日本共済協会は、1992年4月に協同組合共済団体間の連携と協調とを促進する社団法人として発足。
- ・2013年4月に一般社団法人へ移行。
- ・事業活動の重点を「会員のための共益活動におきつつ、必要に応じて共済事業の社会的理解を促進する公益活動を行う」こととしている。
- ・会員団体は、正会員14団体

④ 各種協同組合法の下で共済事業を行っている主な会員団体

根拠法	所轄官庁	主な会員団体（通称）
農業協同組合法	農林水産省	J A 共済連
水産業協同組合法	農林水産省（水産庁）	J F 共水連
消費生活協同組合法	厚生労働省	全労済、全国生協連 コープ共済連、生協全共連 大学生協共済連 日本再共済連
中小企業等協同組合法	経済産業省（中小企業庁）、金融庁等	日火連、中小企業共済 全自共、交協連

⑤ 共済の主な特徴

ア. 協同組合の行う事業であることによる特徴

- ・事業の目的
協同組合の事業目的は“組合員への最大奉仕”であり、営利を目的としての事業が禁止されている。
- ・組合員のための事業
協同組合に出資した組合員が利用できる。
- ・個人向け共済を中心
個人向け・家計分野を中心
- ・1人1票の原則
組合員1人1票の平等の議決権に基づく事業運営

イ. 各種の協同組合法に基づく事業であることによる特徴

- ・生命・損害両分野の保障の提供
生命、損害、第三分野全てにおける保障事業を一つの共済団体が子会社等なしに直接提供できる。
- ・事業活動・組合員の国内限定
共済の事業活動および組合員は、国内に限定される。

ウ. 共済制度（商品）としての主な特徴

- ・分かりやすさと利用しやすさに配慮した低価格でシンプルな商品
- ・生命、損害、第三分野全てにおける保障をくみあわせた商品
- ・契約者となる組合員の属性にあわせたニーズを保障内容に反映した商品 など

⑥ 保険技術の必要性

協同組合としての相互扶助精神に加えて、契約者の信用を獲得し、事業を安定的・長期的に維持し、契約者への責任（約束）を確実に果たすために、各共済団体それぞれにおいて、保険技術にもとづく数理的（科学的）な裏付けを確保している。

- ・大数の法則ーリスクを算定
- ・収支相等原則、給付反対給付均等原則ー契約内容、掛金の設定
- ・告知義務、引受審査、契約の解除ーリスクの同質化、道徳的危険の排除 など

⑦ 保険法の適用

共済契約が社会的に重要な役割を果たしており、保障機能という点では保険契約と共通していることから、同一の契約ルールを適用することが適切であるとして、2010年施行の保険法において、共済契約も適用の対象とされている。

(2) 共済制度について

① 地震、噴火、津波などに備える保障を実施している主な会員団体と主な保障概要

団体名	共済名	保障形態
J A 共済連	建物更生共済 むてき	主契約で保障
J F 共水連	生活総合共済 くらし	主契約で保障
全労済	自然災害共済	火災共済に付帯して保障
全国生協連	新型火災共済	主契約で保障

※ 地震による火災を保障（火災保険の地震火災費用保険金に該当）する会員団体

団体名	共済名	保障形態
日火連	新総合火災共済 (地震火災費用共済金)	主契約で保障

② 台風、暴風雨、洪水、雪災、突風・旋風などに備える保障を実施している主な会員団体と主な保障概要

団体名	共済名	保障形態
J A 共済連	建物更生共済 むてき	主契約で保障
J F 共水連	生活総合共済 くらし	主契約で保障
全労済	自然災害共済	火災共済に付帯して保障
全国生協連	新型 火災共済	主契約で保障
大学生協共済連	火災共済	主契約で保障
日火連	新総合 火災共済	主契約で保障

2. 共済（地震等による損害に係る共済）の普及推進について現状の取り組みと今後の方向性

（1）具体的な加入促進内容

① 地震等に対する保障の必要性を周知し、加入を促進するはたらきかけについて

J A 共済連	J F 共水連	全労済	全国生協連
<p>○ 普及推進の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震損害は全ての建物更生共済で保障されるため、建物更生共済として推進している。 	<p>○ 普及推進の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震損害は全ての生活総合共済で保障されるため、生活総合共済として推進している。 	<p>○ 普及推進の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震損害は他の自然災害と併せ、自然災害共済（火災共済に任意付帯）として推進している。 	<p>○ 普及推進の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震損害は全ての火災共済で見舞共済金(5%)として支給されるが、見舞共済金であり、あくまで、火災共済の様々な見舞金保障の一つとしてアピールしている。
<p>○ 具体的な取組み（防災の日前後の取組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> テレビCM（30秒） ：25/8/1～9/30、63局 ラジオ番組（防災の日の特番） ：25/9/1、38局 新聞広告 ：25/9/1 他 2紙 雑誌広告 ：25/9/1, 11/2 2誌 	<p>○ 具体的な取組み</p>	<p>○ 具体的な取組み（3.11 前後の取組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> テレビCM ：26/3/3～11 新聞広告 ：25/3/11、2紙 インターネット広告 ：26/3/3～23、2媒体 折込チラシの配布 ：地域毎に対応 	<p>○ 具体的な取組み</p>

J A 共済連	J F 共水連	全労済	全国生協連
<p>(通年の取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット配布 ：52 万枚 ・チラシ配布 ：61 万枚 ・ポスター掲示 ：1.5 万枚 ・ホームページにリーフレットを掲載 <p>(住宅ローン利用者への取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J A の住宅ローン利用者に対する建物更生共済のお勧め 	<p>(通年の取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット配布、チラシ配布、ポスター掲示など ・広告媒体による推進は限定的である。 	<p>(通年の取組み・組合員向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」の展開 ：アンケートと情報提供ツール（防災ハンドブック、ノベルティ）により、点検を推進 <p>(通年の取組み・地域向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ぼうさいカフェ」（内閣府防災知識モデル普及事業）の展開 ：25 年度 全国 42 か所 <p>(住宅ローン利用者への取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働金庫の住宅ローン利用者に対する火災共済・自然災害共済のお勧め 	<p>(通年の取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告媒体による推進は生命共済がメインであり、火災共済は限定的である。

② 他の共済募集時・契約時・更新時のはたらきかけ

J A 共済連	J F 共水連	全労済	全国生協連
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物更生共済未加入者 ・「あんしんチェック」(保障内容の再点検)によるはたらきかけの強化 ○ J A 共済未加入者 ・「はじまる活動」(ご家庭への訪問活動)の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員への全戸訪問による保障点検活動による働きかけ等(生活総合共済としての推進) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災共済、自然災害共済未加入者 ・コンタクトセンターで他の共済に加入している方から住所変更の申し出を受けた場合に、火災共済、自然災害共済を案内し、パンフレット等を送付 ○ 火災共済、自然災害共済加入者 ・契約更改時やダイレクトメールを活用した自然災害共済のご案内、必要保障額のご案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震保障については、見舞共済金という位置づけであるため、特段のはたらきかけは行っていない。

(2) 今後の方向性

J A 共済連	J F 共水連	全労済	全国生協連
<ul style="list-style-type: none"> ・「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供する共済として、前記「あんしんチェック」や「はじまる活動」を展開し、はたらきかけを強化していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員への全戸訪問による保障点検活動による働きかけ等により自然災害補償の拡充を進める。(生活総合共済としての推進) 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災共済事業開始 60 周年に当たり、組合員・契約者からの要望をふまえて火災共済、自然災害共済の改定を 27 年 2 月に予定しており、はたらきかけを強化していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震保障については、見舞共済金という位置づけであるため、積極的なはたらきかけは予定していない。

(3) 地震保障加入件数について (H24 年度)

J A 共済連	J F 共水連	全労済	全国生協連
1,069 万件	8 万件	194 万件	302 万件

3. 火災、風水害、地震等を担保する共済についての分かりやすい情報提供や被災者への共済金支払に係る取り組み状況

(1) 募集時・契約時の情報提供

J A 共済連	J F 共水連	全労済	全国生協連
<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に「重要事項説明書」「契約のしおり」等を用いて、契約概要、注意喚起情報等を説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に「重要事項説明書」「契約のしおり」等を用いて、契約概要、注意喚起情報等を説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に「ご契約のてびき」を用いて、契約概要、注意喚起情報等を説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に「制度のご案内」を用いて、契約概要、注意喚起情報等を説明している。

(2) 契約後の情報提供

J A 共済連	J F 共水連	全労済	全国生協連
<ul style="list-style-type: none"> ・長期契約であり、保障内容の確認を希望する契約者に対し、年 1 回、保障内容のご案内を実施している。(契約者が「紙媒体の送付」「WEB からの確認」を選択) 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期契約であり、保障内容の確認、改築時等に対する注意喚起を目的とし、全契約者に対し、年 1 回、ご案内を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期契約(1 年)であり、契約更新時に、必要保障額を備えていただけるよう「追加加入のご案内」を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期契約(1 年)であり、契約更新時に、保障内容についてご案内し、随時保障の増額・変更等の働きかけをしている。

(3) 東日本大震災発生時の対応

J A 共済連	J F 共水連	全労済	全国生協連
<p>○ 請求勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J A 職員の契約者訪問（契約内容、請求手続の説明等） ・ 請求勧奨ハガキの送付 ・ 避難契約者相談受付センターの開設 ・ 新聞、テレビ等のメディアやホームページによるニュースリリース、お見舞広告の掲載 <p>○ 被災契約者への特別措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済掛金払込延長 ・ 自賠償共済の取扱い ・ 共済証書貸付にかかる特別利率の適用 	<p>○ 請求勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J F 職員の契約者訪問（契約内容、請求手続の説明等） ・ 新聞等によるお見舞広告の掲載 <p>○ 被災契約者への特別措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済掛金払込延長 ・ 共済証書貸付にかかる特別利率の適用等 	<p>○ 請求勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ・組合員情報紙、避難所等でのポスター掲示やポケットティッシュ配布によるお見舞いと請求勧奨 ・ 津波浸水エリア組合員への請求勧奨 ・ 行方不明者リストにもとづく、生命系共済の請求勧奨 ・ 原発事故による避難エリアの契約に対する請求勧奨 <p>○ 被災契約者への特別措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済掛金払込猶予期間の設定 	<p>○ 請求勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞へのお見舞い広告の掲載 ・ 折込広告による勧奨 ・ ホームページによるニュースリリース、お見舞広告の掲載 <p>○ 被災契約者への特別措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済掛金払込猶予

J A 共済連	J F 共水連	全労済	全国生協連
<p>○ 共済金支払体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国各地から約2,500人の自然災害広域損害査定員等を派遣し損害調査を実施 ・川崎センターを拠点とした共済金請求にかかる事務処理を実施 	<p>○ 共済金支払体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国各地から職員を東北事業本部に派遣し、損害調査等を実施 ・東北事業本部の一部の支店の損害調査等は本所で実施 	<p>○ 共済金支払体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国から現場調査要員を派遣し、延べ5,478人で訪問調査を実施。 ・東京、大阪に集中支払拠点を設置し、津波一括認定エリア対応も含めて実施。 	<p>○ 共済金支払体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手・宮城・福島の3県に現地業務支援本部を設置し、連合会と会員生協の支援スタッフ237人を派遣して共済金請求にかかる事務処理を実施 上記の3県以外へは連合会スタッフのみ派遣
<p>○ 損害認定方法の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空写真撮影による津波被害調査 ・提出書類の簡素化 	<p>○ 損害認定方法の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体発行の罹災証明書による認定 ・航空写真等による津波浸水エリアの一括認定 ・提出書類の簡素化等、その都度必要な施策を実施 	<p>○ 損害認定方法の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空写真等による津波浸水エリアの街区一括認定 ・原発事故による避難エリアの組合員の自己申告による認定 ・提出書類の簡素化 <p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者専用サポートダイヤルの設置（心のケア・健康相談・法律相談・税務相談） 	<p>○ 損害認定方法の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空写真等による津波浸水エリアの一括認定 ・組合員の自己申告による認定（福島エリア） ・提出書類の簡素化

4. 共済の現状

(1) 共済の社会的貢献度合いと取り巻く環境

① 過去の主な自然災害被害に対する共済金の支払状況

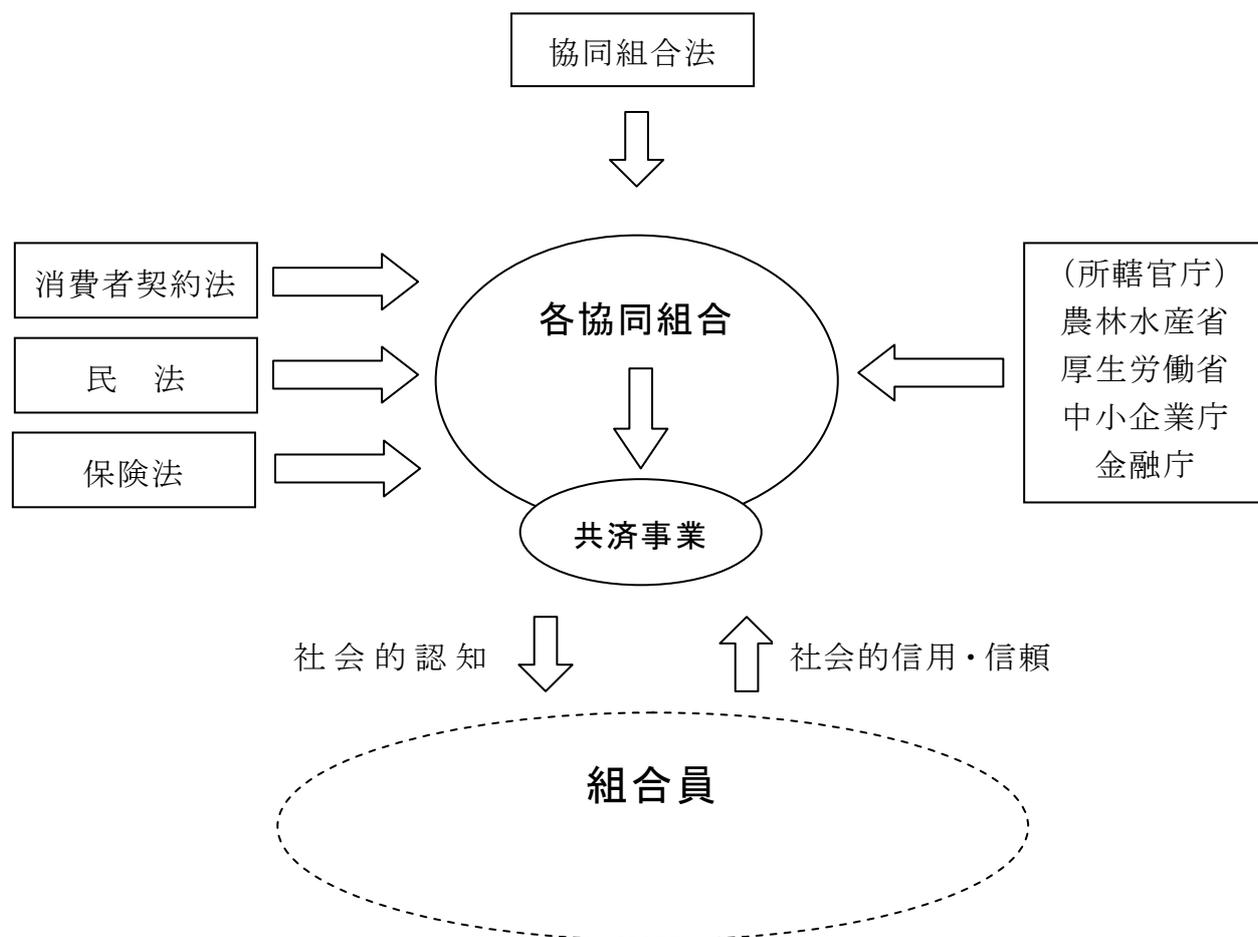
東日本大震災 (H23.03)		
会員団体名	支払件数	共済金支払額
J A 共済連	676,008 件	9,304 億円
J F 共水連	14,668 件	241 億円
全労済	290,363 件	1,196 億円
全国生協連	28,873 件	366 億円

阪神・淡路大震災 (H7.01)		
会員団体名	支払件数	共済金支払額
J A 共済連	101,535 件	1,188 億円
J F 共水連	776 件	4 億円
全労済	62,813 件	165 億円
全国生協連	5,214 件	45 億円

台風 18 号 (H16.09)		
会員団体名	支払件数	共済金支払額
J A 共済連	284,560 件	1,083 億円
J F 共水連	6,097 件	48 億円
全労済	43,782 件	91 億円
全国生協連(*)	20,209 件	65 億円

(*) : 集計上同年 8 月から 10 月発生 of 複数の台風による被害に対する共済金を含む

② 共済を取巻く環境



(2) 日本共済協会会員間での取組み等

① 大規模災害対策にかかる課題の検討

今後想定される大規模災害に対し、会員団体、日本共済協会および関係団体が連携して対応し得る事項はないかを検討

② 各種研修の開催

定期的に損害調査・査定員の養成のための研修会等の開催

以上